

次の2種類の奨学金に関するお知らせです。ご確認ください。

<3年生で進学を希望される皆様へ>

◆日本学生支援機構の2回目の申請が始まりました。

1回目の申請をされていない方で申請を希望される方は、次の手順で手続きを行ってください。

- ① インターネット（スカラネット）の入力 — 6/1～6/30
- ② 日本学生支援機構へのマイナンバー関係書類の提出（郵送） — 入力後1週間以内
- ③ 学校への書類提出 7/2

申請される方は必ずこの期間内に各自手続きをしてください。

尚、2回目の申請の結果は11月末頃となります。

また、1回目にスカラネットの入力をされた方の学校への書類提出期限は、6/4となっております。まだ提出をされていない方はご提出をお願いいたします。

◆日本学生支援機構より【貸与】「入学時特別増額貸与奨学金」について、次のような案内がきております。ご確認ください。

奨学金の振込は、大学等に進学し、進学届を提出した後に始まりますので、「入学時特別増額貸与奨学金」を含め、奨学金の振込時期は進学後になります。その為、入学前に一括してまとまった資金が必要な場合は、次のような制度がありますのでご参考にしてください。

- 厚生労働省の低所得世帯向け無利子貸付金制度
- 日本政策金融公庫等の教育貸付制度
- 都道府県社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度（教育支援資金）」

また、入学時特別増額貸与奨学金の申込みをし、採用候補者となった場合は労働金庫の「入学時必要資金融資」（労金つなぎ融資）制度も利用できます。

<大阪市在住の皆さまへ>

◆大阪市奨学費のお知らせ

本日、対象者に大阪市奨学費のリーフレットを配布いたしました。

対象となる方は大阪市内に住民票がある、市民税非課税世帯に属する生徒又は児童養護施設入所者、里親に委託されている生徒（生活保護法における高等学校等就学費の給付を受けている者を除く）で、大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たしていない方が対象です。

大阪府「奨学のための給付金」の支給要件

申請年度の7月1日時点において、次の①～④をすべて満たしていること

- ①保護者等（親権者全員）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税もしくは生活保護（生業扶助）受給世帯
- ②保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること
- ③生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと
- ④生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること

大阪府「奨学のための給付金」に該当している方は、6月下旬ごろに学校から案内がありますので、その際に必ず手続きをしてください。

大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす場合は、大阪府への申請の有無にかかわらず、大阪市奨学費は支給されません。

理由

大阪市奨学費は府の給付金額を控除した金額が支給上限額となり、府の給付金額が大阪市奨学費を上回る場合は支給されません。

第1学年（入学年度のみ）

大阪府 奨学の為の給付金（年額） R.3年度予定額 道府県民税 市町村民税 所得割額 非課税世帯の場合	大阪市奨学費	府給付金控除後の大阪市奨学費 の支給上限額	
第1子	129,600	107,000	0
第2子以降	150,000	107,000	0

上記以外の学年

大阪府 奨学の為の給付金（年額） R.3年度予定額 道府県民税 市町村民税 所得割額 非課税世帯の場合	大阪市奨学費	府給付金控除後の大阪市奨学費 の支給上限額	
第1子	129,600	72,000	0
第2子以降	150,000	72,000	0